

## 常勤役員の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 常勤役員の報酬については、この規程の定めるところによる。

### (報酬の決定)

第2条 常勤役員の報酬は年俸制とし、年俸額は理事会において定める。

2 常勤役員の基本年俸額は年間1200万円とし、個々の具体的な報酬額の決定に際しては、経験・能力等を考慮して基本報酬額の上下20%の範囲以内での調整と、勤務形態を考慮して定める。

### (支給方法および支給日)

第3条 月額報酬は年俸額の12分の1とし、毎月20日に支給する。

ただし、支払日が休日に当るときは、その前日に繰り上げて支払う。

2 月額報酬の支払いに当っては、法令等により控除すべき金額を控除する。

### (日割計算)

第4条 勤務期間が1ヵ月に満たない者の支給額は、月額報酬を日割計算した額による。

ただし、死亡によるときは、これを適用しない。

### (通勤費)

第5条 通勤費は、所要額を支給することができる。

### 附 則

この規程は、平成15年3月1日から施行し、平成13年12月26日から適用する。